

法令報告の改善に係る公開会合

1. 実績

第1回 令和2年12月21日

第2回 令和3年2月1日

議事録及び資料は、原子力規制委員会のホームページ「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合」に掲載しています。

2. これまでに出了主な意見

目的

何のための法令報告か。法令に基づき報告された情報をどのような目的で使用するのか。

責任

原子力規制委員会の審議・評価が終えられていない状況下で、事業者対応の是非や起動工程（原子炉脱気運転、制御棒引き抜き、臨界等）の監視等が可能か。原子力規制委員会の審議・評価が終わっていないと運転ができない等のある種の制限を科すプロセスが明確になっていない。

安全上の重要度

施設の特徴：核燃料施設等の特徴を踏まえた報告対象の検討が必要。

（例）試験炉の出力を考慮。

施設の状態：廃止措置申請中及び廃止予定の施設における報告対象の検討が必要。

設備の重要度：避雷設備や避難通路のような重要度が低い設備も、火災で故障が発生した場合は法令報告の対象になる（定期事業者検査の対象となっているため）ため、検討が必要。

以上